

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第 116 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和 7 年 3 月 21 日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 6 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 11 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯 33 度 05 分 39 秒、東経 130 度 21 分 46 秒

イ 北緯 33 度 05 分 08 秒、東経 130 度 21 分 41 秒

ウ 北緯 33 度 04 分 48 秒、東経 130 度 21 分 40 秒

エ 北緯 33 度 03 分 51 秒、東経 130 度 21 分 25 秒

オ 北緯 33 度 03 分 51 秒、東経 130 度 21 分 33 秒

カ 北緯 33 度 04 分 48 秒、東経 130 度 21 分 47 秒

キ 北緯 33 度 05 分 08 秒、東経 130 度 21 分 49 秒

ク 北緯 33 度 05 分 39 秒、東経 130 度 21 分 54 秒

(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は 1 隻 1 統とする。また、網漁具の総延長は 250 メートル（仕立て上り）以下、網丈は 9 メートル以下、網の目合は 20 センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅 40 センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日まで

(参考図)

